

9 建 物

(1) 所 在 地

東京都文京区大塚四丁目21番18号

(2) 敷地及び建物

敷地面積 5,020.57㎡

建物延面積 5,584.45㎡ 地下1階, 地上4階

10 運 営

(1) 監察医務業務執行体制

ア 検案班……〔監察医1人、監察医補佐1人、運転手(委託)1人〕の計3人のチームにより
1日 4～5班編成(11月～3月:5班)で実施

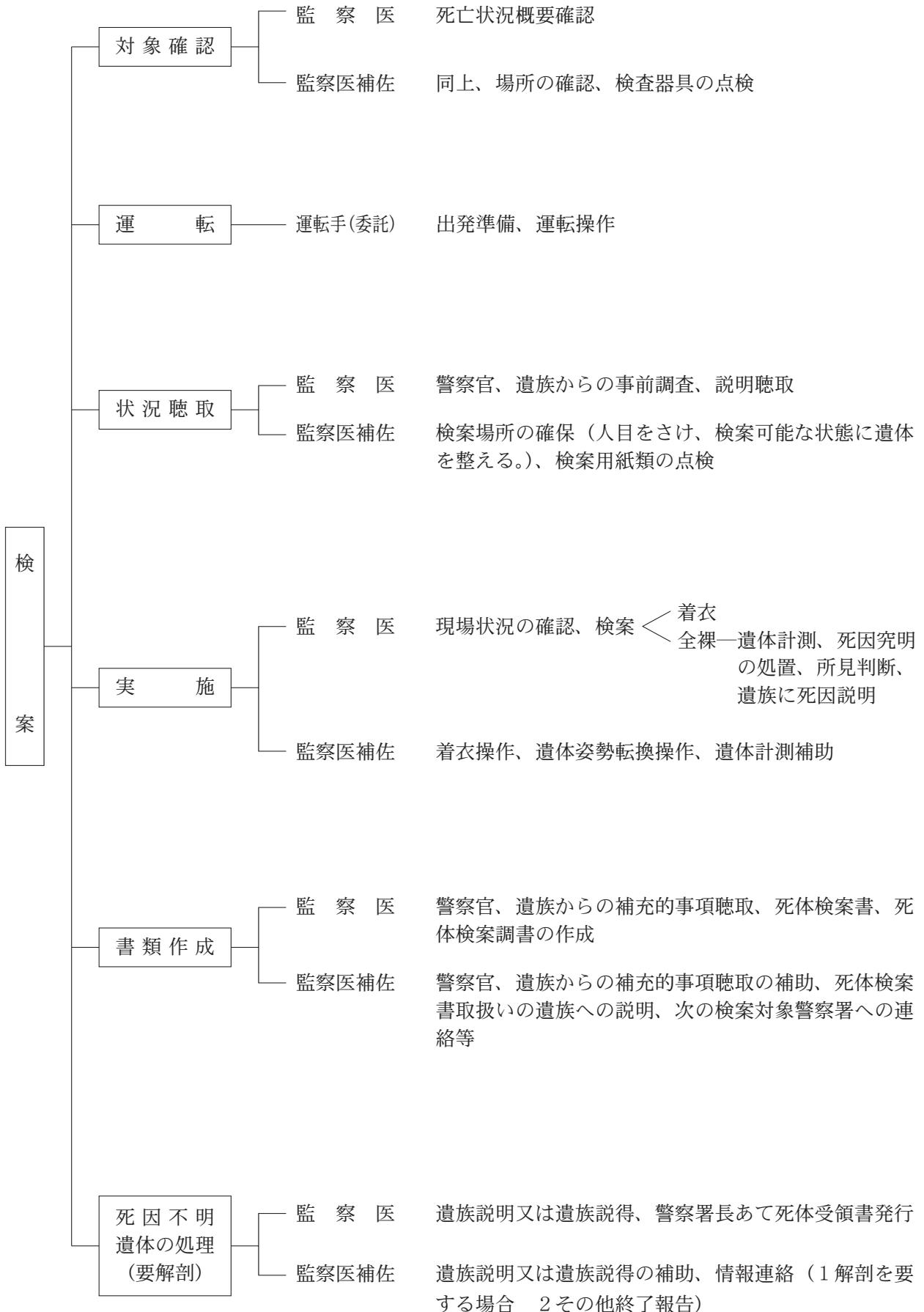
※持込検案…〔常勤監察医1人、監察医補佐1人〕のチームにより平成16年1月から
実施(土・日・祝日を除く。)

◎平成25年度は仮設庁舎のため中止

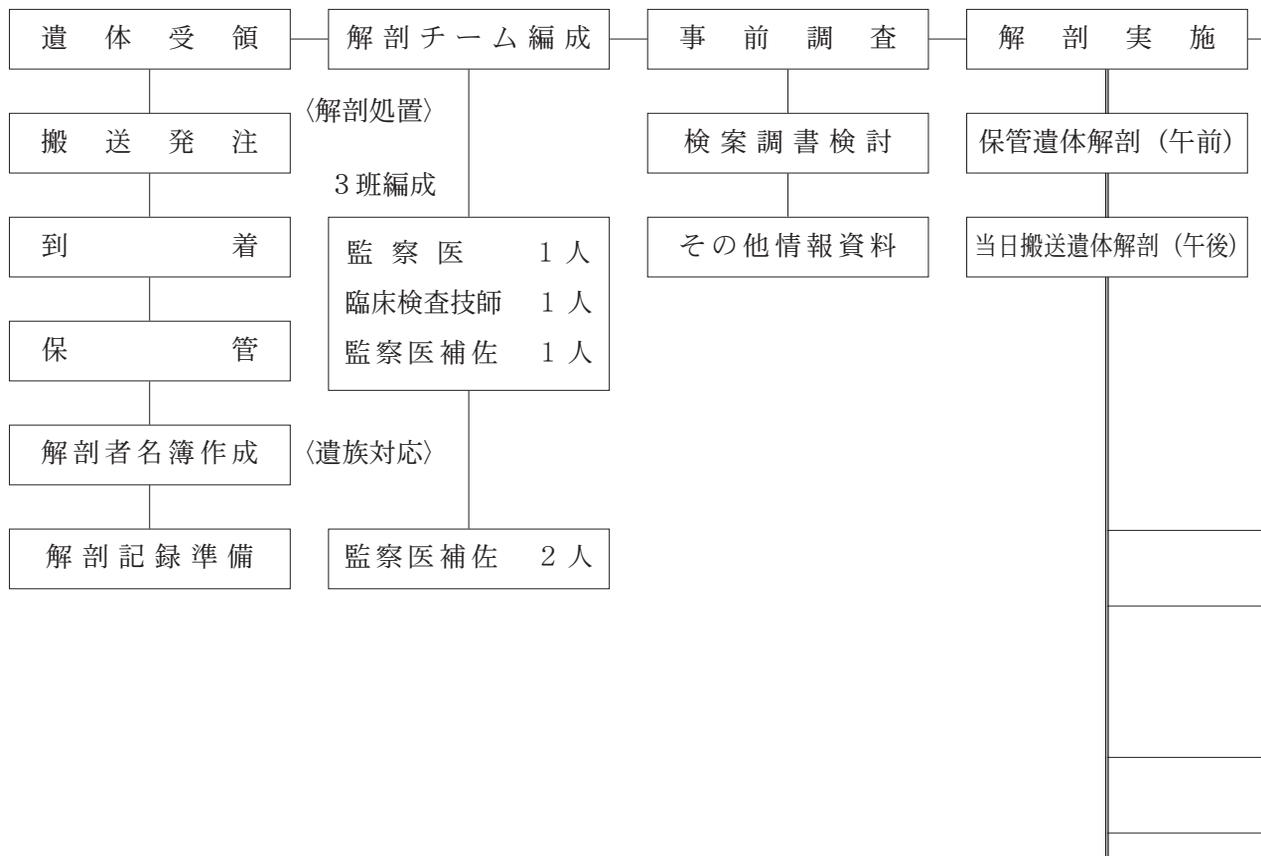
※多摩検案…〔常勤監察医1人、監察医補佐1人、運転手(委託)1人〕の計3人の
チームにより、平成19年12月から立川署管内で実施

イ 解剖班…… { 解剖処置:〔監察医1人、臨床検査技師1人、監察医補佐1人〕の計3人の
チームにより、1日3班編成で実施
遺族対応:遺体搬出入・遺体処置・遺族引渡等を監察医補佐2人で実施

(3) 検案業務の内容



(4) 解剖業務の流れ

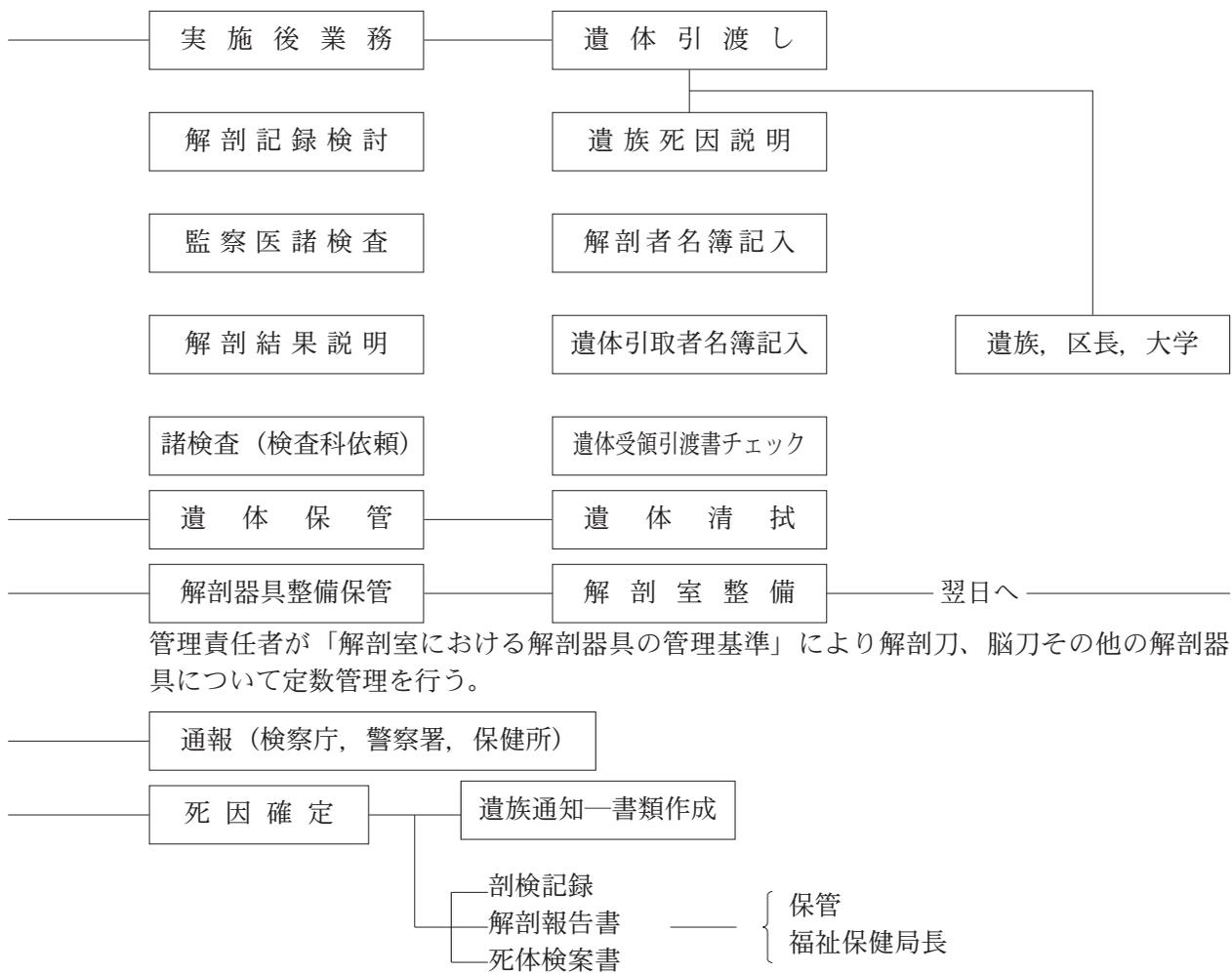


解剖順序

- 1 外景検査
- 2 内景検査
 - (1) 胸腹腔開検
 - 胸腔臓器 (頸部を含む。)
 - 心
 - 肺
 - その他
 - 腹腔臓器 — 肝、腎、脾、膵、胃、小腸、大腸、子宮、
睪丸、卵巣、膀胱、副腎、その他
 - (2) 頭腔開検 ———— 頭皮、頭蓋骨、脳膜、脳 (大・小脳)、橋脳、脳下垂体、
その他
- 3 薬化学的、病理組織学的検査
- 4 最終的に死因決定

解剖心得

- 1 死者に対する礼を失わないこと。
- 2 所見を見逃さず記録すること。
- 3 事実の究明 (所見などを総合し、生前の病態や環境を解明し、死者の人権を擁護する。)
- 4 公衆衛生の向上に貢献
- 5 遺族に解剖所見の説明と今後の健康管理のあり方などについて話をする。



○解剖時における解剖者・解剖補助者

・解剖者の役割

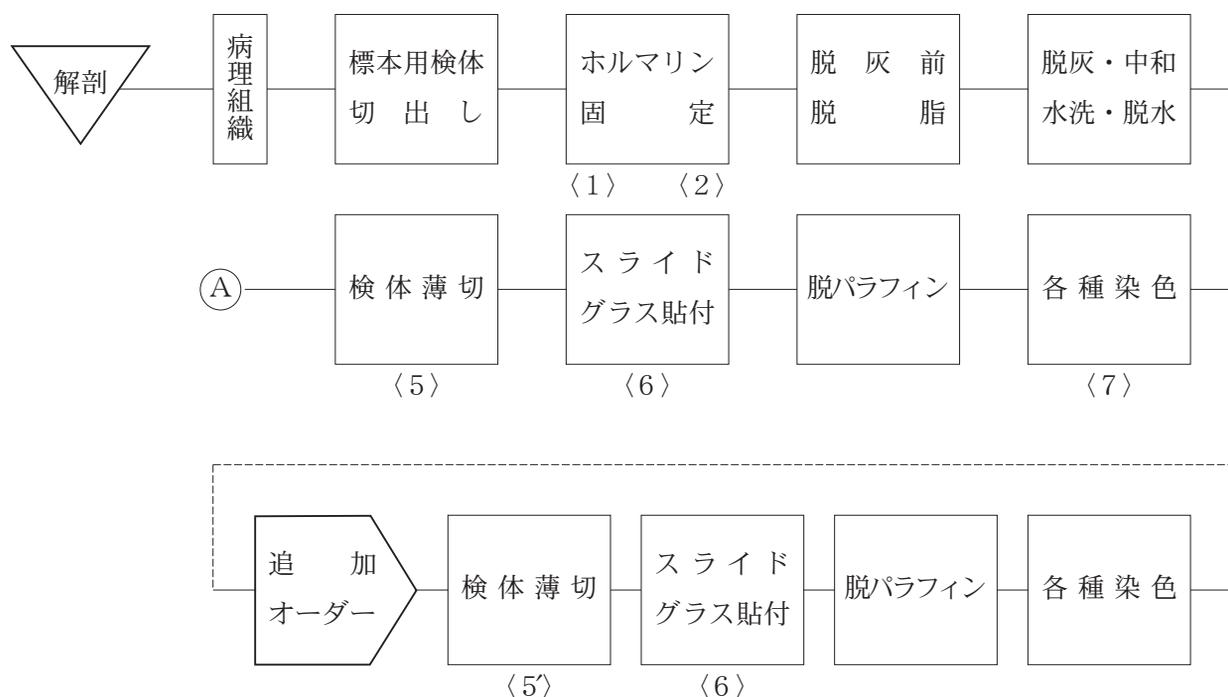
監 察 医	監察医は、責任を持って適切な指導・監督のもと、解剖補助者に解剖を補助させることができる。
-------	--

・解剖補助者の補助内容

臨床検査技師	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の切開、縫合 ・臓器の摘出 ・検体の採取
監察医補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・肋骨切開、皮膚切開部の縫合・その他 ・血液、尿、胃内容等の採取

(5) 検査業務の流れ

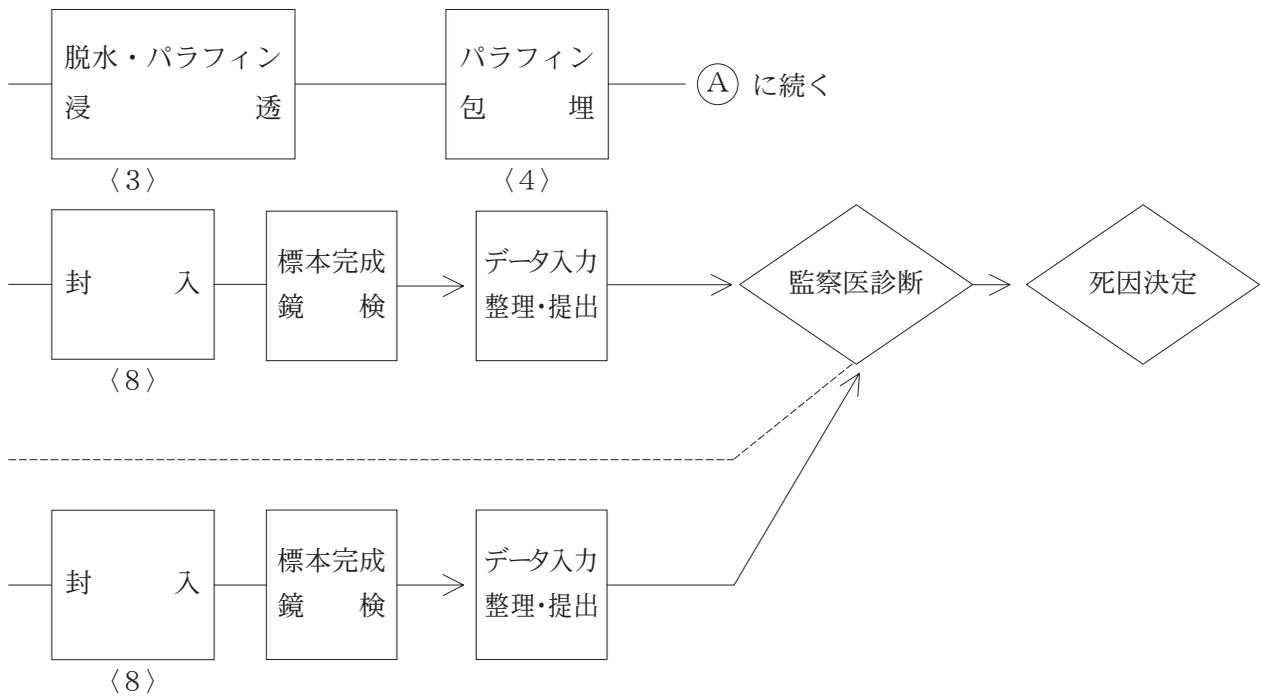
ア 病理組織検査業務



使用機器

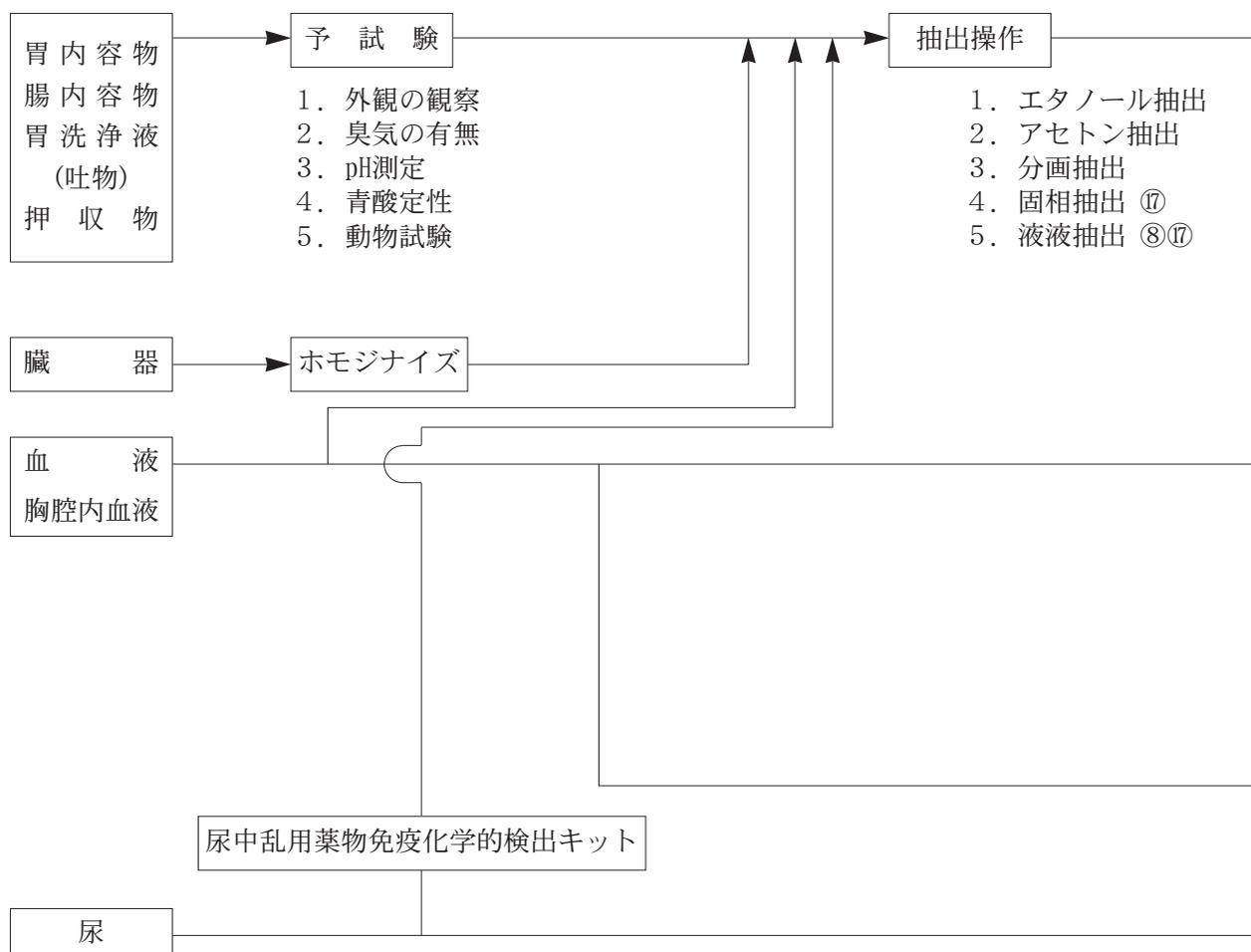
機器名	型式	台数	備考
自動希釈器(ホルマリン)	カトマンKPMF-150	1	<1>
固定用振盪器	TAITEC振盪器NR-8	4	<2>
自動包埋装置	ティッシュテックVIPプレミア	3	<3>
パラフィンブロック作製装置	ティッシュテックデスペンディングコンソール	2	<4>
薄切用マイクロトーム	ライカSM2000R 2台, ライカSM2010 2台 ティッシュテックフェザートラストームTTM-200	6	<5>
伸展器	サクラ伸展器PS-52 4台, ティッシュテックPS-53 7台	11	<6>
自動染色器	サクラDRS-Prisma-JOD	5	<7>
自動封入器	タバタエンジニアリングTCM6000, 白井松機械RCM-9000	2	<8>
凍結切片作製装置	ティッシュ・テック クライオ3	1	<5>

注：備考欄内〈 〉内数字は上記検査業務の流れ図における使用位置を示す。



イ 薬化学検査業務

検査材料

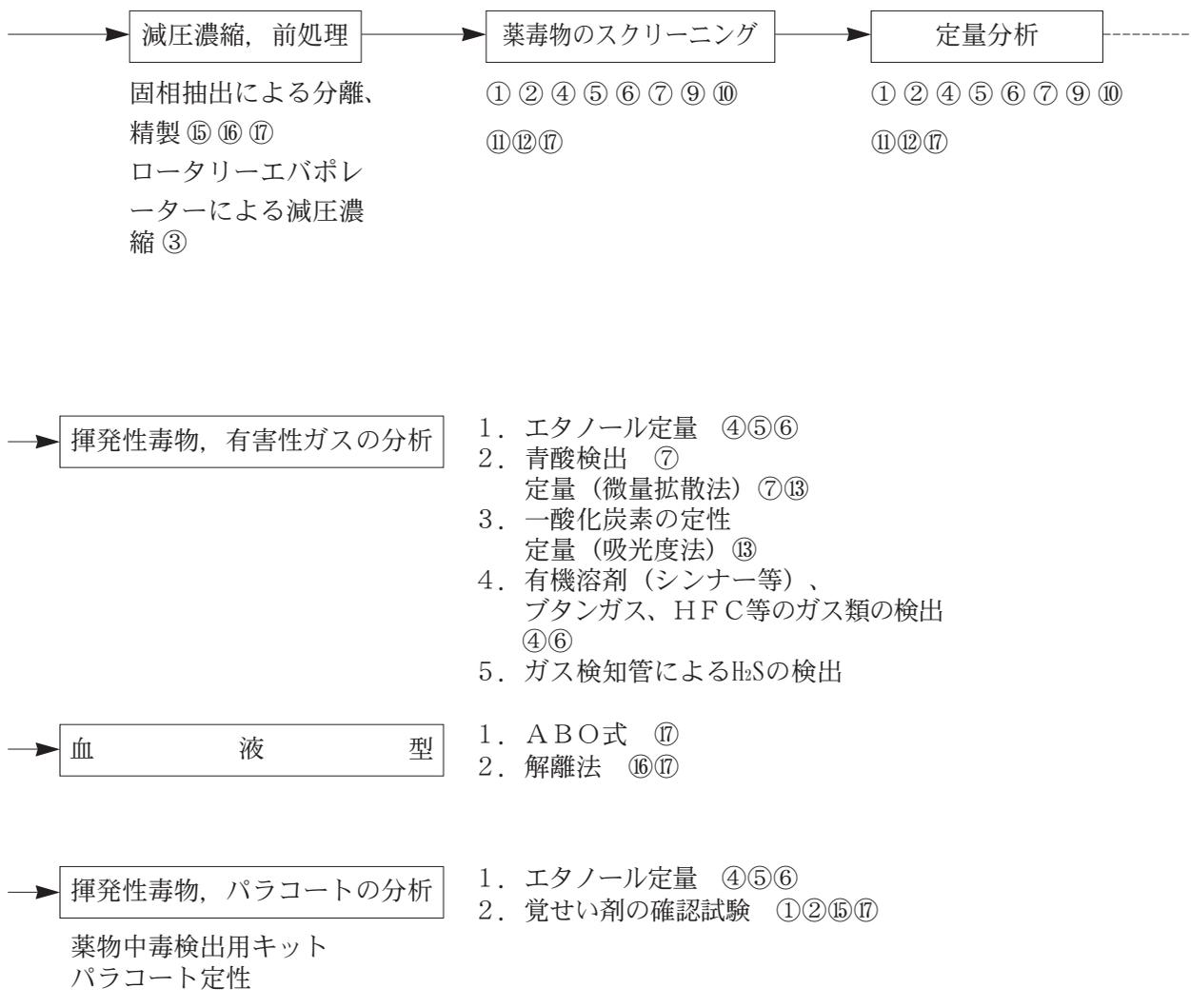


定量分析では新たに試料を取り、確認された薬毒物に最適の方法で抽出、分析機器にて定量

使用機器

機器名	型式	台数	備考
ガスクロマトグラフ質量分析計	島津製作所 GCMS-TQ 8030	1	①
"	島津製作所 GCMS-QP 2010Ultra	1	②
ロータリーエバポレーター	BÜCHI EL-131	1	③
ヘッドスペースサンプラー付ガスクロマトグラフ	島津製作所 GC-2014 (検出器FID、FTD)	1	④
	島津製作所 GC-2014 (検出器FID、FPD)	1	⑤
	島津製作所 GC-17A (検出器FID、FTD)	1	⑥
	島津製作所 GC-17A (検出器FID、FTD、TCD)	1	⑦

注：備考欄内数字は、業務流れ図における使用位置を示す。



機 器 名	型 式	台数	備考
自 動 振 と う 器	エルビス EL-S	1	⑧
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津製作所 HPLC 10Aシステム	1	⑨
	島津製作所 HPLC VPシステム	1	⑩
	島津製作所 HPLC Prominenceシステム	1	⑪
	パーキンエルマー FX-15 UHPLCシステム	1	⑫
分 光 光 度 計	島津製作所 UV-2450	1	⑬
電 子 分 析 天 秤	島津製作所 ATX 84	1	⑭
窒素吹付高速パラレル濃縮装置	Biotage TurboVap LV	1	⑮
ド ラ イ プ ロ ッ ク バ ス	AS-ONE EB-603	1	⑯
遠 心 機	KUBOTA 5500	1	⑰

(6) 解剖に伴う業務

ア 検査

検案では死因が究明できない場合に解剖し、死因究明に必要な臓器（心臓・肺・肝・腎・脳など）を検体とし、これを肉眼的に観察し、さらに臓器の一部を採取して病理組織標本をつくり顕微鏡で鏡検する。胃内容物、血液、尿などの薬化学検査も行う。これらの検査結果等を総合的に判断し死因を決定する。

イ 臓器の保存

当院における保存臓器の種類・保存期間は次のとおりである。

種 類	作 成 方 法	保存期間
ホルマリン 固定臓器	解剖で採取した臓器（心臓・肺・肝・腎・脳など）のごく一部を、ホルマリン液の入った500ml 瓶に入れ固定する。	5年
パラフィン ブロック	ホルマリン固定臓器の一部をパラフィン包埋する。	永久
プレパラート	顕微鏡で観察することができるようにパラフィンブロックを薄く（3～4mm /1000）切りガラス板に張り付け、数種類の染色をしたもの。	5年

ウ 死体検案書（死亡診断書）の発行

検案終了後、遺族に対し死体検案書1通を発行する。この死体検案書を区市町村へ提出すると、火葬許可証が交付され戸籍が抹消される。

検案による死体検案書とは別に、解剖後に死因と解剖所見を記載した死体検案書を作成する。種々の検査に基づいて死因を診断するため、作成まで40日程度かかるが、困難な検査の場合はさらに日数を要する。

これらの死体検案書は遺族の請求により発行する。請求できる者は、原則として配偶者もしくは三親等以内の親族であり、それ以外の者が請求する場合は、委任状が必要である。